

平成27年12月25日制定

令和2年4月1日改正

旭川市連携施設に関するガイドライン

地域型保育事業者（児童福祉法第9条に規定される「家庭的保育事業」、第10条に規定される「小規模保育事業」及び第12条に規定される「事業所内保育事業」を行う者をいう。以下同じ。）は、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第48号。以下「基準条例」という。）第7条及び旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第50号。以下「確認条例」という。）第42条の規定に基づき、利用乳幼児に対する保育を適正かつ確実にを行い、地域型保育事業による保育の提供の終了後も必要な教育・保育を提供できるよう、連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を確保しなければならないこととされている。

このため、連携に係る事項等の具体的な内容・条件等について、地域型保育事業者と連携協力を行う施設との間で、連携施設の設定協議及び設定後の協力等が円滑に行われることを目的として、本ガイドラインを策定する。

1 連携施設の設定

(1) 連携施設設定の義務

地域型保育事業者は、実施責務において連携施設を確保しなければならない。ただし、連携施設を設定することが困難な場合は、地域型保育事業者からの求めに応じて、旭川市が調整を行うことがある。

(2) 連携すべき内容

地域型保育事業者は「2 連携の内容」に定める「(1) 保育内容に関する支援」、 「(2) 代替保育の提供」、 「(3) 保育の提供が終了した児童の受入れ」の3つについて連携施設を確保しなければならない。

(3) 連携施設

連携施設は、認可・認定を受けた教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育

所をいう。以下同じ。)とする。

(4) 連携する施設数及び方法

地域型保育事業者は、連携施設を必ずしも1か所に限定する必要はなく、複数の教育・保育施設と連携することができ、連携施設は複数の地域型保育事業者の連携施設となることができる。また、一つの連携施設が「(2) 連携すべき内容」の一部しか協力できない場合にあっても、複数の連携施設と協定することにより、「(2) 連携すべき内容」の全てを実施できる場合に限り、地域型保育事業者は連携施設設定の要件を満たしたものとする。

2 連携の内容

連携の内容は、次の(1)から(3)までとし、具体的な取組内容は、次の項目に基づき、地域型保育事業者と連携施設との間で協定により定めるものとする。

(1) 保育内容に関する支援

利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を受けること。

ただし、事業所内保育事業のうち、定員が20人以上の場合は設定しないことができる。

なお、次の表中の「相談・助言」は必須とし、その他は地域型保育事業者の必要に応じて実施するものとする。

項目	内容・水準
相談・助言【必須】	地域型保育事業者は児童・保護者等への支援について、連携施設と相談し、助言を受ける。
合同保育・行事参加	地域型保育事業者は連携施設と定期的に合同保育を実施し、集団保育の機会を確保する。
屋外遊戯場の利用	地域型保育事業者の屋外遊戯場に比べて広さのある連携施設の屋外遊戯場を定期的に利用し、運動・遊びを通じた児童の健康増進を図る。

給食	<p>地域型保育事業者が自園調理ではない場合、連携施設で調理した給食を搬入する。</p> <p>※注1 同一法人が運営する保育所，幼稚園，認定こども園が連携施設となった場合のみ認める。</p> <p>※注2 同一法人の場合にあっても，衛生管理及び適温給食等を考慮し，事前に本市として配送時間や所要時間，配送手法（専用ボックス使用等）を確認した上で実施を認めた場合のみ可能とする。</p>
健康診断	<p>地域型保育事業者が嘱託医を委嘱できない場合，連携施設の嘱託医による合同の健康診断を受ける。</p> <p>※健康診断は少なくとも年2回の実施とする。</p> <p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条）</p>

(2) 代替保育の提供

地域型保育事業者において利用乳幼児の保育に従事する者（以下「保育従事者」という。）の病気，休暇等により，保育従事者の不足等が生じる場合には，連携施設から保育従事者の派遣等を受け（以下「代替保育」という。），適正に保育を実施すること。

ただし，事業所内保育事業のうち定員が20人以上の場合は設定しないことができる。

なお，代替保育の提供に当たり，その方法は，双方の協議により定めるものとする。

項目	内容・水準
代替保育が必要な場合	<p>次の場合に代替保育が必要となることが考えられるが，実施を要する条件等については，地域型保育事業者と連携施設とであらかじめ協定に</p>

	<p>において定めておくことが望ましい。</p> <p><代替保育が必要になる例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育従事者の一部の疾病・休暇等による保育の困難 ○保育従事者の全てが疾病 ○保育従事者の全てが休暇 ○災害等による保育場所の滅失・き損 <p><実施の方法の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域型保育事業者の実施責務のもと、地域型保育事業者の事業実施場所において連携施設からの代替要員の派遣を受け、保育を行う。 ○地域型保育事業者の実施責務のもと、連携施設において地域型保育事業を利用する児童を受入れ、保育を行う。
<p>代替保育が困難な場合</p>	<p>上記にかかわらず、代替保育を行うことにより連携施設で児童の安全な保育や施設運営に支障が生じる恐れがあると判断する場合は、代替保育を行わないこととする。ただし、やむをえない合理的な理由がある場合に限るものとし、具体的には地域型保育事業者と連携施設とであらかじめ協定において定めておくことが望ましい。</p> <p><代替保育が困難と考えられる例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○連携施設及び地域型保育事業の双方または一方の児童の伝染性の疾病(疑いも含む)により重篤な感染等の恐れがある場合 ○代替保育の実施により、連携施設で保育士配置基準や面積基準等を満たせなくなる場合 ○特別な支援を必要とする児童がおり、代替保育の

	<p>実施により，当該児童のための必要な人員を配置できない場合</p> <p>○連携施設で代替保育することについて地域型保育事業側の児童の保護者の同意が得られない場合</p> <p>○地域型保育事業の児童の保護者の連絡先やアレルギーの情報など，代替保育に必要な情報の提供を受けられない場合</p> <p>○連携施設としての支援項目の実施に係る費用負担に滞納がある場合</p>
<p>けが等の対応</p>	<p>代替保育中に発生したけが等については，原則としてすべて地域型保育事業者が責任を負うものとし，当該損害に備えて保険（損害の被害者・加害者のいずれも保障する内容）に加入することを義務とする。また，代替保育中に発生した事件・事故に関しては，原則として地域型保育事業者の責任において処理するものとし，連携施設に仲介等の負担をかけないように留意する。</p> <p><けが及び賠償責任等の例></p> <p>○地域型保育事業者側の児童のけが，病気罹患，誤飲等の事故</p> <p>○地域型保育事業を利用する児童による連携施設の児童，施設，設備等への加害による損害</p> <p>○連携施設への移動中に発生したけが，事故等の損害</p>
<p>費用負担</p>	<p>費用負担の額については，協定で明確に定めておくことが望ましい。また，費用の額は，一定期間の定額又は，連携内容ごとに1回あたり，もしくは1児童あたりの額を定めるものでも構</p>

	<p>わない。</p> <p>なお、代替保育に係る費用は、基本的に地域型保育事業者が負担すべきものであることに留意すること。</p>
その他の条件	<p>代替保育を利用することが事前に判明している場合（リフレッシュ休暇による利用等）は、協定で定めるところにより事前に連携施設と相談することが望ましい。</p>

(3) 保育の提供が終了した児童の受入れ

当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児について、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き連携施設で受け入れて教育又は保育を提供するように努めること。

ただし、事業所内保育事業の従業員枠の利用乳幼児にあつては、3歳以上になった場合も当該事業所内保育事業を利用することができる。

<具体的な内容・水準>項目	内容・水準
保育の提供が終了した児童の受入れ	<p>連携施設において、連携する地域型保育事業の卒園児が優先的に入所できる枠を確保する。なお、卒園児は年度ごとに変動することを踏まえ、協定書においては受入枠を一定数確保すると定めた上で、「①連携施設は入所可能人数を地域型保育事業者に伝える」、「②地域型保育事業者は毎年利用者の意向を確認したうえで、連携施設への入所を希望する人数を報告する」など、円滑な運営に配慮すること。</p>

3 連携内容の確認（協定書の締結）

地域型保育事業者と連携施設は、連携内容について協定書を取り交わすこととし、旭川市は締結された協定書の内容により、「2 連携の内容」に定める(1)から(3)までの連携内容が含まれていることを確認する。

なお、同一法人による連携施設については、協定書は不要とするが、必ず法人の意思

決定機関において、連携施設・連携内容に係る事項を議決することとし、その内容を議事録等に記録し、保存するものとする。

また、地域型保育事業者、連携施設及び旭川市において、連携施設を設定していることについて、利用者への情報提供を行う。

4 地域型保育事業の利用者に対して市が行う調整

市は、地域型保育事業者による保育の提供が終了した際、引続き保育の利用を希望する利用者に対し、次に掲げる調整を行う。

(1) 連携施設での利用

地域型保育事業者と連携施設との間で受入協議が行われた利用者については、原則として、当該連携施設での保育の提供を優先する。

(2) 連携施設以外での利用

地域型保育事業者の連携施設の設定にかかわらず、連携施設以外の利用を希望する利用者については、「旭川市保育所等利用調整基準」において調整点数の項目を設け、特定教育・保育施設の利用に当たっての優先度を高める。

<様式>

年 月 日

(宛先) 旭川市長

(所在地)

(代表者名)

印

(連絡先)

連携施設確保に関する報告書

地域型保育事業の実施に当たって、下記のとおり連携施設の確保に向けた活動をしましたので御報告いたします。

記

交渉した施設名	交渉内容